

第18回「労働保護法 ②労働契約 A：労働契約の締結」

2022.06.08. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉昇進・昇格における女性差別に対する救済手段、
〈法〉憲法・労基法・男女雇用機会均等法・芝信金判決
〈諸説〉昇進・昇格否定(←人事権)、昇格肯定(←慣行)、昇進肯定(←人格権)

2.Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①昇格は処遇の問題、昇進は配置の問題
- ②射程距離は昇格に限定され、かつ年功的昇格が慣行化していたという前提条件つきである

2)Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①西谷教授は、採用内定の法的性格を当事者の意思の客観的・合理的な解釈によって決するという場合に、何が重要な意味をもたざるを得ないと述べているか。
- ②西谷教授は、採用内定の解約事由につき採用内定以後の後発的事実以外の点ではどのように判断されるべきであると述べているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

*労働契約と雇用契約

	解約	予告期間	有期契約	保護規定
雇用契約	民法627 →自由	民法627 →2週間	民法626 →5年	
労働契約	労契法16 →不自由	労基法20 →30日	労基法14 →3年	労基法 労契法

*「内定」をめぐる法

- 1.労働契約の成立：合意による(労働契約法6条)
- 2.関連判例：大日本印刷事件・最二小判昭和54.7.20

[参考文献] 萬井隆令『労働契約締結の法理』(1997年、有斐閣)

- [自己点検] 1)Reading Assignment に関わる問題への解答
- 2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解
- 3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

[課題提出者数] 5/25 5/27 6/01 6/03 6/08 6/10 6/15 6/17 6/22 6/24 6/29 7/01 7/06 7/08 7/13 7/15 7/20 7/22
125 129 129

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働保護法 ②労働契約 B：労働契約の変更」
 講義テーマ：単身赴任命令には従わなければならないのだろうか
 教科書の該当部分：第7章「人事」、直接関連するのは、136頁～146頁
 Reading Assignment：佐藤敬二「職種限定契約における配転命令の可否」労働法学会誌111号
 (2008年)140頁以下